

2012 JMRC西日本ダーツフェスティバル in 中国

(特 別 規 則)

公 示

本競技会は社団法人日本自動車連盟(JAF)の公認のもとに国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則に準拠したJAFの国内競技規則とその付則、スピード行事競技開催規定および本競技会特別規則に従い準国内競技として開催される。

第1条 競技会の名称

2012JMRC西日本ダーツフェスティバルin中国

第2条 競技種目

ダーツトライアル

第3条 競技の格式

JAF公認 準国内競技

JAF公認番号 2012-4031

第4条 開催日

2012年11月17日(土) ~ 18日(日)

第5条 開催場所

名 称 : テクニックスステージ タカタ

所在地 : 〒739-1805 広島県安芸高田市高宮町原田

TEL:082-657-1717

第6条 オーガナイザー

名 称 : チーム テスタスポーツ

代表者 : 藤井 啓壮

所在地 : 〒739-1805 広島県安芸高田市高宮町原田

TEL:082-657-1717

協 力 : JMRC中部 JMRC近畿 JMRC中国 JMRC四国 JMRC九州

第7条 大会役員 及び 競技役員

大会役員

大会名誉会長	:	
大会会長	:	藤田 直廣 (JMRC中国運営委員長)
組織委員長	:	岩根 つもる (JMRC中国ダーツラ副部長)
組織委員	:	原 博史 (JMRC中国ダーツラ部長)
組織委員	:	山崎 利博 (JMRC中部ダーツラ部長)
組織委員	:	藤沢 繁美 (JMRC四国ダーツラ部長)

競技役員

審査委員長	:	下町 俊彦 (JMRC近畿ダーツラ部長)
審査委員	:	今福 和彦 (JMRC九州ダーツラ部長)
競技長	:	川崎 勝己 (CMSC広島)
副競技長	:	岩根 つもる (CMSC広島)
副競技長	:	河内 渉 (CMSC広島)
コース委員長	:	原 博史 (CCN)
計時委員長	:	小野 守 (T. CHERISH)
技術委員長	:	田丸 伸也 (TTS)
救急委員長	:	大谷 竜三 (CMSC広島)
パドック委員長	:	平原 和幸 (CMSC広島)
事務局長	:	梶岡 悟 (TTS)

第8条 開催タイムスケジュール

11月17日(土)

ゲートオープン	8:30
公開練習受付	9:30 ~ 12:30
コースオープン	9:45 ~ 10:45
公開練習 第1ヒート	11:00 ~
コースオープン	1ヒート終了後 45分間
公開練習 第2ヒート	1ヒート終了後 60分後~
公式受付A	14:00 ~ 16:00
公式車検A	14:15 ~ 16:30
車両保管	16:30 ~ 18日 6:30まで

11月18日(日)

ゲートオープン	6:15
公式受付B	6:30 ~ 7:15
公式車検B	6:45 ~ 7:45
コースオープン	6:45 ~ 7:45
ブリーフィング	8:00 ~
第1ヒート開始	8:30 ~
コースオープン	1ヒート終了後 45分間
第2ヒート開始	1ヒート終了後 60分後~
閉会式・表彰式	16:00(予定) ~

尚、タイムスケジュールは参加台数、天候、諸般の事情により変更する場合がある。

第9条 公式通知

本規則に記載されていない競技運営上の細則及び参加者に対する指示事項は公式通知により示す。

第10条 参加車両

- 1) 2012年国内競技車両規則第3編スピード車両規定に合致した車両とする。
- 2) AEおよびPN車輛を除く全ての参加車両は乗員保護の為、6点以上のロールバーを装着しなければならない。
AEおよびPN車輛は6点以上のロールバーの装着を推奨する。

第11条 競技区分

- 1) N部門 (2012年国内競技車両規則第3編スピードN車両規定に適合した車両)
NIクラス 2輪駆動のN車両
NIIクラス 1600cc 以下の4輪駆動のN車両
NIIIクラス 1600cc を超える4輪駆動のN車両
 - 2) S部門 (2012年国内競技車両規則第3編スピードSA・SC車両規定に適合した車両)
SIクラス 1586cc 以下の2輪駆動のSA車両
SIIクラス 1586cc を超える2輪駆動のSA車両及び排気量区分なしの2輪駆動のSC車両
SIIIクラス 3000cc 以下の4輪駆動のSA・SC車両
SIVクラス 3000cc を超える4輪駆動のSA・SC車両
 - 3) D車両部門 (2012年国内競技車両規則第3編スピードD車両規定に適合した車両)
排気量区分なし
 - 4) レディースクラス(2012年国内競技車両規則第3編スピード車両規定に適合した車両)
排気量区分無し
 - 5) RWDクラス(2012年国内競技車両規則第3編スピード車両規定に適合した車両)
排気量区分無しの後輪駆動車
- ※レディース・RWDクラスは、参加台数が5台に満たない場合は、他の各クラスに統合する。

第12条 参加者および競技運転者

- 1) 参加者は、有効なJAF発給の競技参加者許可証の所持者でなければならない。
ただし競技運転者は参加者を兼ねることが出来る。
- 2) 競技運転者(ドライバー)は有効な自動車運転免許と有効なJAF競技運転者許可証国内B以上の所持者であること。

- 3) その他何らかの理由により警察等行政機関により処罰もしくは疑義のあるものは参加できない。
- 4) 競技運転者は、競技中に有効な1,000万円以上の傷害保険又は、JMRC全国共同共済に加入している者。
JMRC発行の当該年度有効のメンバーズカード又は加入を証明できる書類を受付に提示すること。

第13条 参加資格(優先順)

- 1) D(中部)・E(近畿)・F(中国)・G(四国)・H(九州)地区に当該スポーツ登録を有する者。
- 2) 各地区ジュニアシリーズ 1位～3位
- 3) 各地区チャンピオンシリーズ 4位～
- 4) Lクラス 各地区の女性ドライバー
- 5) その他においても各地区の承認を得て参加可能とする。

第14条 参加制限

- 1) 全クラスを併せて160台程度とする。
但し、参加台数が160台に満たない場合は各地区ダートラ部会より推薦する。
- 2) 重複参加は一台の車両に3名までとする。
但し、同一運転者は1つの競技会で1つのクラスのみ参加できる。

第15条 参加料

- 1) 参加料は次の通りとする。

F地区	1名	22,000円
その他の地区	1名	20,000円
- 2) サービスカー登録料は、次の通りとする。

サービスカー	1台	2,000円	(1人につき5m未満の車両1台まで)
--------	----	--------	--------------------
- 3) サービス員登録料は、次の通りとする

サービス員	1名までは無料
サービス員	2名以降は 1名あたり1,000円とする
- 4) その他の費用(参加費用明細書にて申込みの事)

公開練習費用	5,000円	(2回の練習走行)
--------	--------	-----------
- 5) 参加締切日以降の取り消しは、いかなる場合も参加料の返還はされない。
- 6) 公式車検で出走を拒否された場合も参加料は返還されない。

第16条 参加受付

- 1) 参加者は下記の書類に必要事項を明記し、期日までに参加料を添えて提出しなければならない。
 - ①参加申込書(署名、捺印をすること)
 - ②車両改造申告書
 - ③自己紹介申告書
 - ④参加費用明細書尚、競技開催日に満20歳未満のドライバーは、親権者による同意書への署名捺印を必要とする。
- 2) 受付期間

受付開始	: 2012年 10月 9日(火)
受付締切	: 2012年 10月 26日(金)
- 3) 電話、FAX による参加申し込みは受け付けない。
- 4) 参加申込場所
参加者は下記のJMRC各地域の西日本ダートフェスティバル事務局宛に申込み事。

D(中部)地区	
〒471-0823	
愛知県豊田市今町1-22-4	
山崎 利博	TEL:090-8325-4084
E(近畿)地区	
〒571-0007	
大阪府門真市北岸和田1-11-10	
下町 俊彦	TEL:090-5095-4804

F(中国)地区

〒741-0072
山口県岩国市平田5-41-7
原 博史 TEL:090-3745-8307

G(四国)地区

〒760-0005
香川県高松市宮脇町1-8-26
藤沢 繁美 TEL:090-9559-5202

H(九州)地区

〒820-1112
福岡県飯塚市鹿毛馬266-1
今福 和彦 TEL:090-3328-5449

5)大会事務局

〒731-5102
広島市佐伯区五日市町石内1638-2
オートワークス カジオカ 内 TTS事務局 梶岡 悟
TEL:082-929-0888 FAX:082-299-7552 携帯:090-1184-2368

第17条 参加者の遵守事項

- 1)ドライバーは競技中、レーシングスーツ、ヘルメット、指先まで完全に覆う手袋を着用しなければならない。
- 2)全ての参加者は、明朗かつ公正に行動し、言動を慎み、スポーツマンシップにのっとったマナーを保たなければならない。
- 3)参加者は、競技中に神経作用に影響を及ぼす薬物を使用したり、飲酒したりしてはならない。
- 4)参加者は、主催者や大会後援会、競技会審査委員会の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。
- 5)パドック内は全てパドック委員の指示に従い徐行とする。
- 6)公式車検の終了した車両は、競技終了まで競技会場外へ出られない。
(車両持ち出し申告書を提出し、許可されたものは除く)
- 7)入賞した競技運転者は、レーシングスーツ着用で表彰式へ出席する事を義務付ける。

第18条 車両及び競技運転者の変更

- 1)競技運転者の変更は認めない。
- 2)正式受理後の車両変更は認められない。ただし、参加車両に故障・破損等やむを得ない事情がある場合
当日受付終了時までに大会事務局あてに理由を付した変更届け及び変更する車両の必要書類を提出した場合、競技会審査委員会が承認すれば同一クラスに限り許される場合がある。

第19条 公式車両検査

- 1)ドライバーは車両とともに指定の時間内に所定の公式車両検査を受けなければならない。
- 2)公式車両検査を受けない車両及び公式車両検査の結果不適切と判断された車両は出場を拒否する。
- 3)技術委員長は、安全性について不適切と判断した個所については修正を命ずる。
修正不可能な場合は、スタートを拒否する。
- 4)競技終了後、上位入賞車両は再車検を行う。

第20条 ドライバーズブリーフィング

- 1)競技長はタイムスケジュールに従い、競技会審査委員会出席のもとでドライバーズブリーフィングを開催する。
- 2)ドライバーは、必ずドライバーズブリーフィングに出席しなければならない。

第21条 慣熟歩行

- 1)コースの慣熟はコースオープン時間内に歩行にて行う。
- 2)慣熟歩行に替わり自転車の使用は可とする。
- 3)慣熟歩行は公式車両検査終了後行う事が望ましい。
但しサービス員が車検に立ち会う場合はこの限りではない。
- 4)コース図は公式通知とともに公示する。

第22条 スタート及び走行、ペナルティ

- 1) スタートは原則としてゼッケン順に行う。
- 2) スタートは、スタート位置よりエンジンを始動した状態でスタートし、コントロールラインを通過するスタート方法とする。
- 3) スタート合図は国旗又はクラブ旗によって行われる。
- 4) スタート合図後10秒以内にスタートしない場合は、当該ヒートの出走資格を失う。
- 5) 反則スタートは当該ヒートの走行タイムに10秒が加算される。
- 6) コース設定の為にパイロンに接触し転倒または移動した場合、1個につき5秒が、当該ヒートの走行タイムに加算される。
- 7) ミスコースの場合、そのヒートの走行は無効となる。但し、ミスコースに気づいて正しいコースに戻った場合は、ミスコースとしない。
- 8) 走行は原則として2ヒート行う。
- 9) 運転席側の窓ガラス及び、サンルーフを開けて走行した場合、当該ヒートの走行は無効となる。
- 10) 競技車両がゴールラインを通過した時点でチェッカー旗が振られ、当該ヒートは終了する。
- 11) スタート後3分以内にゴールラインに到達しない場合は、当該ヒートは無効とし、その車両はコースより排除される。
- 12) 危険防止の為、フィニッシュ後は所定の位置に一旦停止する事。

第23条 信号合図

国旗又はクラブ旗	: スタート
黄旗	: パイロン接触、移動、転倒
赤旗	: 危険あり停止せよ
黒旗	: ミスコース
チェッカー	: ゴール

第24条 計時

- 1) 計測は、競技車両が最初の計測ラインを横切った時より開始し、最終の計測ラインを横切った時に終了する。
- 2) 計測は光電式計測機器を使用し、1/1000 秒までを結果とする。バックアップは光電管およびストップウォッチを使用する。

第25条 順位決定

原則として2ヒート走行し、2ヒートのうち良好なヒートタイムを採用し最終の順位を決定する。

但し、同一タイムの者が複数の場合は、以下の基準により順位を決定する。

- (1) セカンドタイムの良好な者。
- (2) 排気量の小さい順。
- (3) 競技会審査委員会の決定による。

第26条 失格規定

本競技会において次の行為を行った場合、競技会審査委員会の決定により競技運転者を失格とする。

- 1) 競技役員の重要な指示に従わなかった場合。
- 2) 不正行為を行った者。
- 3) コースアウト等で他人及び、施設等に重大な損害を与えた場合。
- 4) 車両保管中、申告なしに競技車両を持ち出したり、修理を行った場合。
- 5) 会場内において、暴力、暴言、威圧行為等を行った場合。

第27条 抗議の手続きと時間制限

- 1) 自分が不当に処遇されていると判断する参加者は、これに対し抗議することができる。
- 2) 抗議は必ず文書によるものとし、JAF 所定の抗議料20, 300円を添えて、競技長に提出する事。
- 3) コース委員の判定及び、計時システムに関する抗議は一切受け付けない。
- 4) 競技に対する抗議は競技終了後30分以内、競技結果に対する抗議は暫定結果発表後30分以内に、技術委員または車両検査員の決定に対する抗議は、その決定直後に提出されなければならない。

第28条 抗議の裁定

- 1) 競技会審査委員会の裁定結果は関係当事者のみに口頭で宣告される。
- 2) 抗議料は抗議が成立した場合にのみ抗議提出者に返還される。

第29条 罰則の適用

- 1) 本規則及び公式通知で定められた規則に対する違反の罰則は、競技会審査委員会が決定し、違反者に通知される。
- 2) 本規則の違反の罰則は出場拒否または失格とする。

第30条 遵守事項

- 1) 参加者及び競技運転者は、参加車両及びその付属品等の損傷、盗難、紛失等の損害及び会場の施設、器物を破損させた場合の補償等、理由の如何にかかわらず各自が責任を負わなければならない。
- 2) 参加者、競技運転者、サービス員、ゲスト、はJAF及び、オーガナイザーならびに大会役員、競技役員が一切の損害補償の責任を免除されている事を了承しなければならない。即ち、大会役員、競技役員がその役務に最善を尽くす事は勿論であるが、その役務遂行に起因するものであっても、参加者、競技運転者、サービス員、ゲスト、観客、大会役員の死亡、負傷、車両の損害に対して一切の損害賠償責任を負わないものとする。

第31条 賞典

- 1) 全部門 全クラス
1位 ～ 3位 JAFメダル・副賞
4位 ～ 6位 副賞
但し、参加台数により賞典の制限を行う場合がある。
- 2) 表彰対象者が表彰式を欠席した場合には、表彰を放棄したものとしてオーガナイザーの用意した副賞は授与されない。
- 3) 地区対抗戦
各地区上位入賞者のポイントにより、優勝旗及び副賞が授与される。
なお、ポイント集計の詳細については、地区別の参加台数等を考慮し、公式通知にて発表する。

第32条 競技会の延期、中止または短縮

- 1) 保安上または不可抗力のため競技会実施あるいは続行が困難になった場合、競技会審査委員会の決定によって競技会の成立、延期、中止、短縮を行う場合がある。
- 2) 競技は第1ヒートが終了した時点で成立する。
- 3) オーガナイザーは、競技会の延期のため参加者が出場できない場合、または中止の場合は参加料を返還する。ただし天災地変の場合はこの限りではない。

第33条 規則の施行ならびに記載されていない事項

- 1) 本規則は本競技会に適用されるもので参加受付と同時に有効となる。
- 2) 本規則に記載されていない事項については、FIA 国際モータースポーツ競技規則とその付則、およびJAF国内競技規則とその付則に準拠する。
- 3) 本規則書発行後、JAFにより決定され公示された事項は、すべて本規則に優先する。

以上

大会組織委員長